

小田原市太陽光発電屋根貸し事業公募要領

1 経緯及び目的

小田原市では、東日本大震災を機に、地域で消費するエネルギーをできるだけ地域で作り出す社会への転換を目指し、市民、事業者、学識経験者、行政等の協働で「小田原再生可能エネルギー事業化検討協議会」を立ち上げ、「創エネ」「省エネ」「みんなのエネルギー」を基本理念とし、再生可能エネルギーの事業化の検討をしてまいりました。具体的には、公共施設の屋根等を活用してもらい太陽光発電を行う太陽光発電屋根貸し事業や大規模な太陽光発電事業等の事業化について事業採算を中心に検討を行いましたが、その検討結果を受け、本市でも「太陽光発電屋根貸し事業」を行うこととしました。

本事業は、固定価格買取制度の実施に伴い、太陽光発電事業を行う事業者が公共施設の屋根等を貸し出し、市内の再生可能エネルギーの利用を促進するとともに、災害時等における公共施設の機能強化を図り、併せて地域経済を活性化することを目的として、公共施設の屋根等の使用を希望する事業者を募集するものです。

2 公募の概要

本事業に応募しようとする事業者は、市が指定する公共施設の屋根等の中から構造上の安全性や採算性が確保できると見込まれる施設を選択し、市に事業計画書を提出していただきます。

審査の結果、選考された事業者は、関係機関等と必要な調整を行い、行政財産の使用許可等を受けたうえで、許可条件に則り太陽光発電事業を行っていただきます。

3 事業者の応募資格

事業者の応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 太陽光発電事業を実現することのできる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有していること。
- (2) 小田原市内に本社を置く法人であること。ただし、複数事業者の連合体（共同企業体（JV）等を含む。）で応募する場合は、代表事業者（複数事業者の連合体で参加する場合は、代表者事業者を定めること。）が小田原市内に本社を置く法人であること。

応募者がなかった等事業者が決まらなかった施設は、要件を緩和して再募集を行うこととする。

(3) 次のア～オのいずれにも該当しないこと(複数事業者の連合体であるときは、その構成事業者の全てが該当しないこと。)。

ア 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 (一般競争入札に参加させないことができる事由など) に該当する者

イ 次の申立てがなされている者

a 破産法第 1 8 条又は第 1 9 条の規定による破産手続開始の申立て

b 会社更生法第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立て

c 民事再生法第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立て

ウ 市税を滞納している者

エ 小田原市が措置する指名停止期間中の者

オ 次に該当する者

a 小田原市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に定める暴力団であると認められる者

b 小田原市暴力団排除条例第 2 条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等であると認められる者

4 屋根貸し対象施設

屋根貸し対象施設、各施設の条件及び注意事項は、別表「小田原市太陽光発電屋根貸し事業対象施設一覧」のとおりです。事業者は、この対象施設の中から太陽光発電設備の設置を希望する施設を選択してください。なお、各施設の屋上の平面図や立面図等については、エネルギー政策推進課または事業者説明会にて配布予定です。また、詳細な図面については、エネルギー政策推進課にて閲覧できます。

5 事業計画書の作成

屋根貸し事業に応募しようとする事業者は、「小田原市太陽光発電屋根貸し事業計画書」(様式 1 から様式 5 まで) を作成し、提出することとします。

事業計画の条件は、以下のとおりとします。

(1) 発電設備

発電設備の条件は以下のとおりとします。

ア 各施設に設置する設備については、経済産業省により、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 6 条第 1 項に規定する設備の認定(再生可能エネルギー発電設備認定) を受けること。

イ 各施設に設置する設備については、電力会社と電力受給契約を締結すること。

ウ 1 施設あたりの太陽光パネル出力は、最低 10kW 以上であること。

(2) 使用期間

使用期間については、使用許可を受けた日から 25 年以内とします。

(3) 使用料

使用料は事業者の提案する額とします。

(4) 費用負担

発電設備の設計、材料、工事、各種手続き等に係る一切の費用は、事業者が負担するものとします。

(5) 安全性及び防水施工等

事業者は、設備の設置工事の期間中及び設置後に設備の落下や施設の雨漏り等が生じないように、十分な措置を講じるものとします。特に、設置時及び事業期間内に雨漏りが生じないように必要な防水施工を行ってください。万が一、太陽光発電設備の設置に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任において速やかに修復してください。また、発電設備の設置に伴う太陽光の反射その他の環境影響について十分配慮してください。

(6) 設備設置工事の留意点

事業者は、施設の利用や安全に支障がないよう施設管理者と協議した上で工期や時間帯を定め、工事を施工していただきます。特に学校については、夏休み期間など教育活動に支障のない時期を考慮していただくこともあります。また、市から要請があった場合には、市有財産周辺に居住している住民等に対して、工事の内容に関する説明その他の周知を行ってください。

(7) 設備のメンテナンス

事業者は、設備が所期の性能を発揮するために必要な法定点検、定期点検、部品交換等のメンテナンスを行い、設備が故障した場合には、ただちに修理を行える体制を確保するものとします。

(8) 使用期間中の施設の廃止等

発電設備を設置した公共施設について、使用期間の途中で施設を廃止するなど、市側の事情により発電設備を継続して設置することができなくなった場合には、撤去・移設に係る費用を市は負担しないこととします。また、市が施設管理上必要な工事を行う際に、一時撤去を事業者の責任で行ってください。

(9) 使用後の設備の取扱い

使用期間の途中で事業を中止した場合又は使用期間が終了した場合には、原則として事業者の費用負担により設備の撤去を行い、屋根の原状回復を行うものとします。

ただし、市との協議により、設備の譲与等が行われる場合には、この限りではありません。

(10) 停電時の電力供給

災害等により停電となった場合に、当該施設の発電設備で作られた電気を市が無償で使用するができるようにするものとします。

(11) 市民参加に関する提案

事業者は、資金調達方法として市民ファンド等を活用するなどの市民参加の方法を提案することに努めるものとします。

(12) 地域貢献に関する提案

事業者は、地域的な貢献や公共施設の運営にメリットがある太陽光発電の活用方法等を提案することに努めるものとします。

(13) 損害賠償責任

事業者が屋根及び施設の設備等に損害を与えた場合、又は設備の故障により送電網に影響を与えた場合等には、事業者がその損害を賠償する義務を負います。

また、発電設備等の設置及び管理に関する瑕疵により、施設の利用者又は第三者に身体及び財産上の損害を与えたときは、その損害についても同様とします。

(14) 事業報告

事業者は、発電設備の維持管理費用及び発電量に関するデータを各年度終了後に報告するものとします。

(15) 関係法令

関係法令を順守するものとします。

建築関連法令については、小田原市都市計画課、建築指導課及び開発審査課へご相談ください。

6 事業スケジュール

(1) 公募開始日

平成 25 年 3 月 13 日 (水)

(2) 事業者説明会

平成 25 年 3 月 18 日 (月)

小田原市役所 大会議室 15:30~17:00

(3) 現地説明会

平成 25 年 3 月 25 日 (月)

(4) 質問受付

平成 25 年 4 月 10 日 (水) 17 時まで

質問内容はファックス又は電子メールにてエネルギー政策推進課まで提出してください。なお、提出後に、電話にて着信の確認を行ってください。

(5) 事業計画書の提出

平成 25 年 4 月 19 日 (金) 17 時まで

(6) 審査会及びプレゼンテーション

平成 25 年 4 月 25 日 (木) 予定

(7) 選考結果公表

平成 25 年 5 月上旬予定

7 事業計画書の提出

(1) 事業計画書

「小田原市太陽光発電屋根貸し事業計画書」(様式 1 から様式 5 まで) に必要事項を記載して提出してください。様式は、エネルギー政策推進課ホームページからダウンロードできます。

(2) 添付書類 (複数事業者の連合体で参加する場合は、構成する全ての企業の書類を添付すること)

ア 商業登記簿謄本 (3 か月以内のもの)

イ 最近 3 期間の決算財務諸表

ウ 小田原市が発行する納税証明書

エ 任意の添付書類

オ その他市が提出を求めた書類 (市から指示があった場合に提出してください)

(3) 提出部数

正本 1 部、副本 (コピー) 9 部

(4) 提出方法

小田原市環境部エネルギー政策推進課へ持参してください。

郵送等による提出は受けません。

(5) 事業計画書類の著作権の取扱い

事業計画書類に係る著作権は、応募者に帰属します。ただし、提案内容については、必要に応じて公表する場合があります。

なお、事業計画書類は返却しません。

8 審査

(1) 審査方法

市公共施設管理者等で構成する審査会において審査し、選考します。なお、審査会において応募者自ら、事業内容の説明 (プレゼンテーション) を行う

こととします。審査結果については書面により通知します。

(2) 審査基準等

事業計画書は、次の項目ごとに評価し、合計点が最も高い事業者を選考します。なお、選考された事業者が辞退、もしくは内定を取り消された場合には、次順位の事業者を繰り上げるものとします。

評価項目	評価の視点	配点
太陽光発電事業の実施主体	事業者が事業実施する上で、経営状況に問題がなく、かつ、事業実施する能力を有しているか。	10 点
太陽光発電設備の仕様	太陽光発電設備の配置や仕様は、屋上や屋根等の状況に合わせて、適切に設計されているか。	10 点
設置工事	太陽光発電設備の設置工事の工法等は、市有施設の管理上問題ないか。	15 点
設置後の太陽光発電設備の管理	太陽光発電設備の管理及び運営できる体制が整備されているか。 工事施工、特に防水施工に係る保証期間及び保証内容は十分か。契約を予定している損害保険等の内容は十分か。	15 点
太陽光発電事業の収支見込等	資金調達計画、事業収支見込等は、長期にわたる発電事業を安定的に実施できると見込まれるか。	10 点
使用料の額	事業計画に照らして、使用料の額は適切か。	10 点
停電時の電力供給方法	停電時の電力供給方法は、適切に行われるか。	5 点
市民参加の方法	資金調達の方法等で市民参加の方法の提案はあるか。また、その実現性及び効果はあるか。	15 点
その他	地域貢献や地域経済への効果はあるか。 その他、市や施設などにメリットがあるか。	10 点
合計		100 点

9 選考後の手続き

選考された事業者は、設備の設置について、設置工事に係る工期や時間帯を施設管理者と協議を行い、また電気事業者及び経済産業省と協議を行い、必要な認定及び契約等の手続きを行ってください。建築関連法令について、小田原市都市計画課、建築指導課及び開発審査課へご相談いただき、必要な許認可を取得してください。

その後、市に対して行政財産の目的外使用許可の申請を行った上で、各施設への設備の設置工事を行ってください。

10 担当窓口

小田原市役所環境部エネルギー政策推進課

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地

E-mail : energy@city.odawara.kanagawa.jp

電話 0465-33-1477 ファックス 0465-33-1487